

序章

はじめに

序章 はじめに

1. 都市計画マスタープラン策定の目的

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、平成4（1992）年6月の都市計画法の改正により創設された制度で、同法第18条の2“市町村の都市計画に関する基本的な方針”のことをいいます。

住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映し、都市づくりの具体性のある将来ビジョンを示し、地区別の整備課題に応じた整備方針などをきめ細かくかつ総合的に定め、市町村の都市計画の総合的な指針となるものです。

なお、都道府県において、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、「都市計画区域マスタープラン」とする。）」を定めることとなっており、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、一市町村を超える広域的観点から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を示したものとなっています。

一方、市町村が作成する「都市計画マスタープラン」は、「都市計画区域マスタープラン」（南部大阪都市計画区域マスタープラン）や、市町村の基本構想（「第5次泉佐野市総合計画」）に即して、地域に密着した都市計画に関する事項を定めることとなっています。

2. 都市計画マスタープラン策定の背景

泉佐野市では、平成11（1999）年3月に「泉佐野市都市計画マスタープラン」を策定し、その後、「第4次泉佐野市総合計画」の策定に合わせて、平成21（2009）年3月に改定を行い、各種取り組みを進めてきました。

平成21（2009）年の計画策定後、都市計画を取り巻く社会状況は大きく変化し、それに伴い、根拠法となる都市計画法をはじめとする関連法令の改正が行われました。また、大阪府や本市の上位・関連計画の改定及び策定が行われました。

このような中、法改正への対応や、上位・関連計画との整合、事業などの進捗状況を踏まえた取り組みの見直しを行うため、本計画を改定しました。

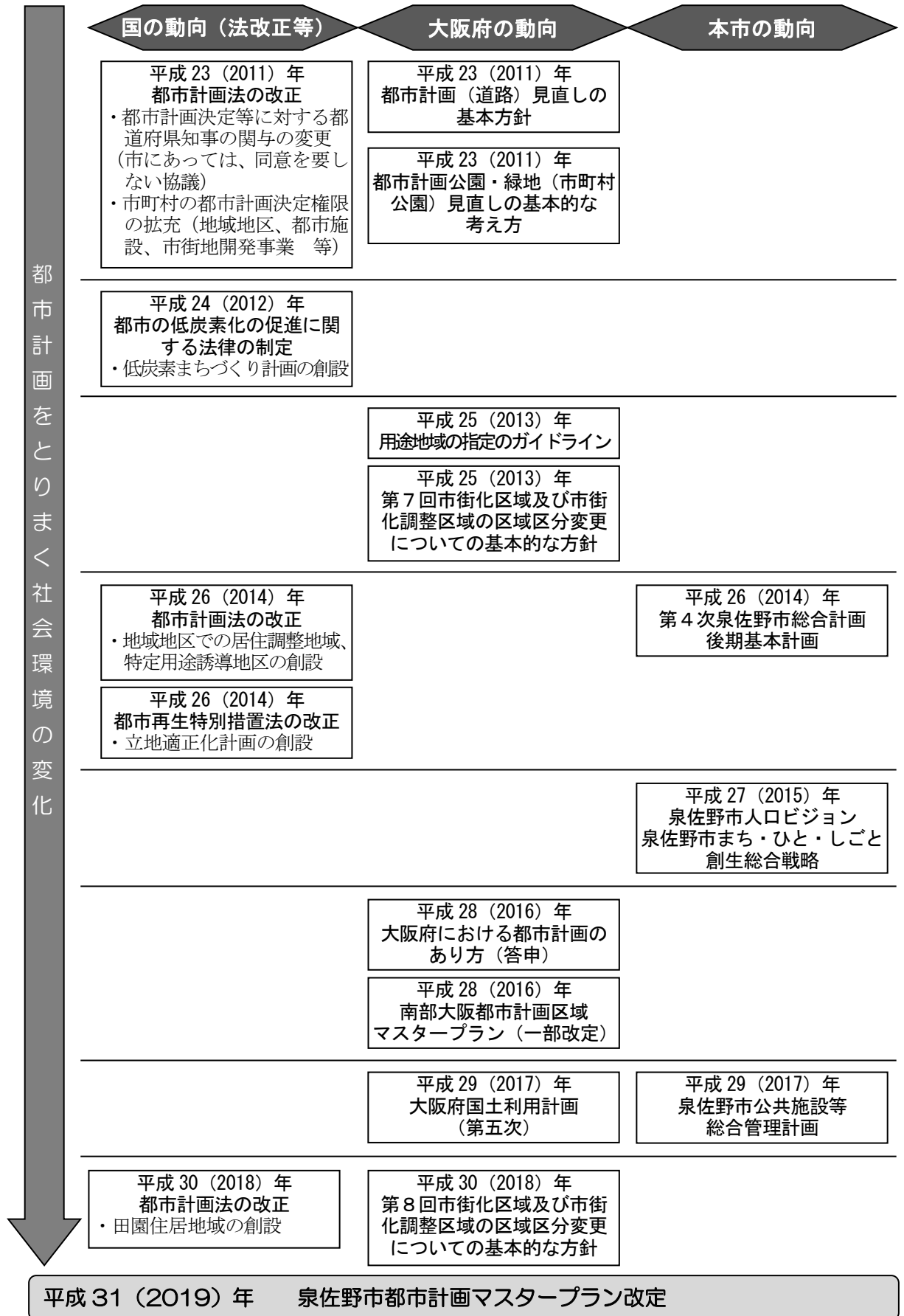


図 序-1 泉佐野市都市計画マスタープラン改定の背景

3. 都市計画マスタープランの位置づけ

泉佐野市都市計画マスタープランは、「第5次泉佐野市総合計画」及び「南部大阪都市計画区域マスタープラン」に即した計画とし、都市づくりに関する各計画との整合を図るものとしてします。

泉佐野市総合計画が市民生活に関わるさまざまな計画の基本方針を示すものであるのに対し、泉佐野市都市計画マスタープランは、総合計画のまちづくりを具体化していく手段としての都市計画に関する基本的な方針を示しています。

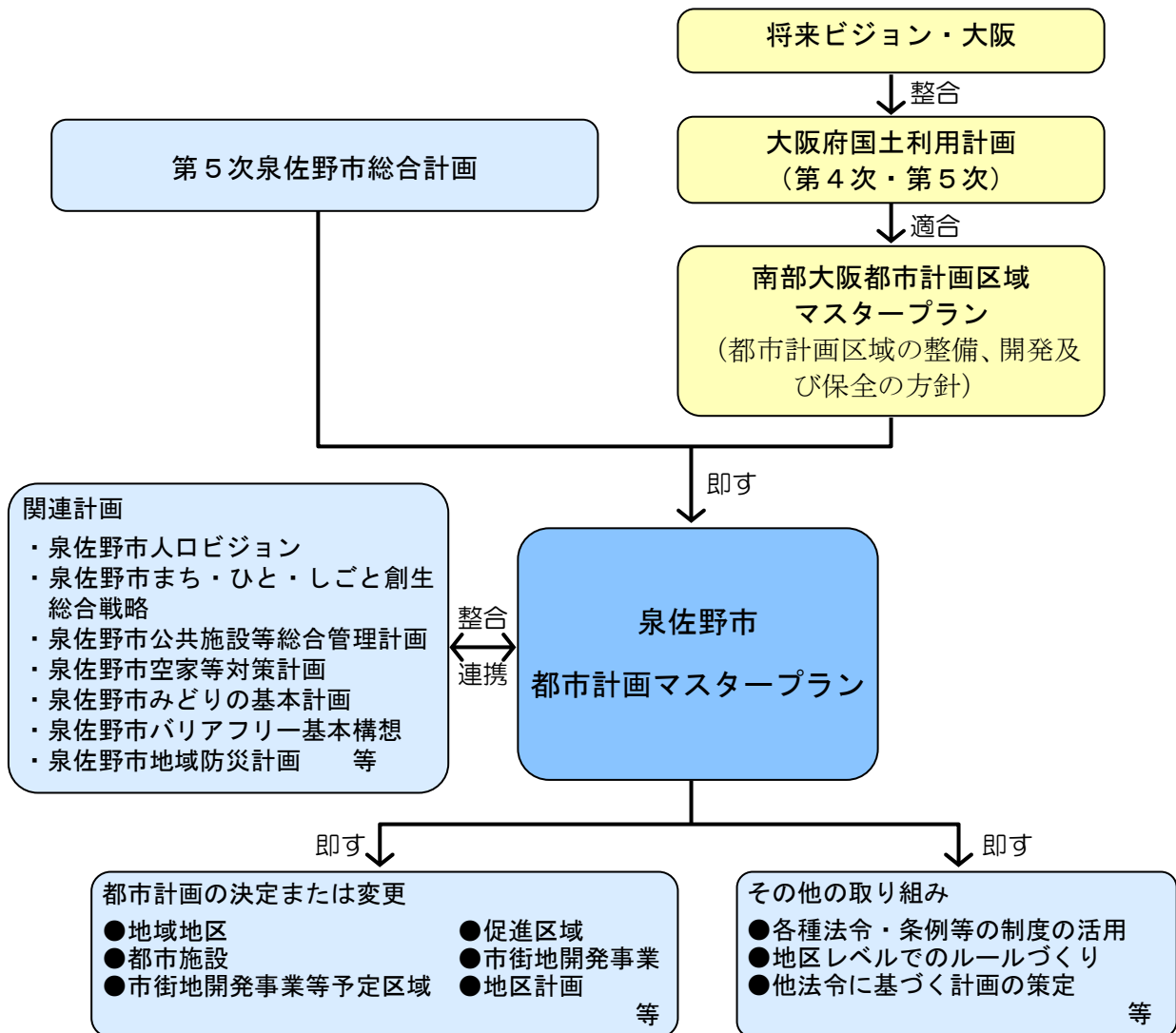


図 序-2 泉佐野市都市計画マスタープランの位置づけ

4. 都市計画マスタープラン策定の視点

平成21（2009）年の泉佐野市都市計画マスタープラン策定以降の本市の都市づくりを巡るさまざまな環境の変化に応じ、次のような視点から今回の改定を行うものとします。

- **広域的かつ長期的視点に立った計画づくり**

広域的かつ長期的視点に立ち、本市の都市づくりに関連する社会経済環境や都市環境の変化に対応するとともに、都市計画事業などの進捗状況を踏まえ、上位計画となる「第5次泉佐野市総合計画」との整合を図りながら、本市の将来都市像の実現に向けた都市づくりの方針を示します。

- **都市づくりを具体化する都市計画施策の明確化**

本市の都市づくりに関する課題を抽出し、課題の解決と本市の将来都市像の実現に向けた施策を示します。

- **協働の都市づくりの推進**

本計画の策定を契機に、市民の都市計画への理解と関心を高め、協働により施策を実施し、本市の将来都市像の実現をめざします。

2. 都市計画マスタープランについて

1. 計画の対象区域

泉佐野市全域が南部大阪都市計画区域に指定されていることから、本計画の対象区域は、泉佐野市全域とします。

2. 計画の目標年次

泉佐野市都市計画マスタープランは、長期的な視野から概ね20年後の都市の姿を展望した上で、10年間で実現すべき事項について定めることとなっています。

そのため、本計画の基準年次を平成30（2018）年度とし、目標年次は「第5次泉佐野市総合計画」の計画期間と合わせ、2028年度とします。

3. 都市計画マスタープランの構成

泉佐野市都市計画マスタープランは、「はじめに」、「泉佐野市の現状と課題」、「都市づくりの目標」、「全体構想」、「地域別構想」、「都市づくりの推進に向けて」の6つの章で構成されています。

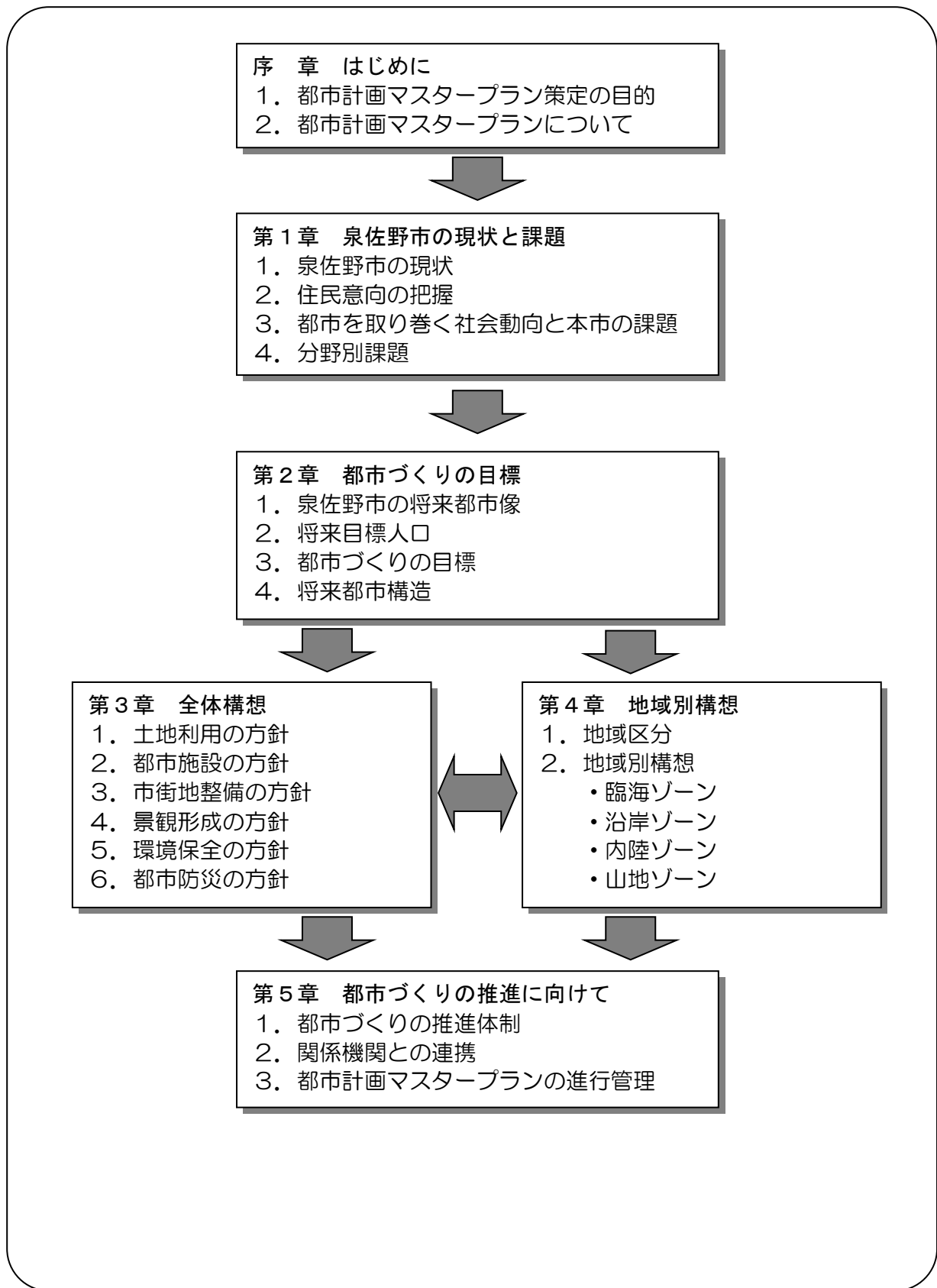


図 序-3 泉佐野市都市計画マスタープランの構成

